

令和6年第4回  
川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和6年2月8日（木） 午後2時から  
場 所 川西市役所 4階庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案 第2号	令和6年度川西市一般会計当初予算について	
5	議案 第3号	令和5年度川西市一般会計補正予算について	
6	議案 第4号	川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	議案 第5号	学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について	
8		諸報告	

令和6年 第4回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川西市教育委員会

## 目

## 次

- 議案 第2号 令和6年度川西市一般会計当初予算について
- 議案 第3号 令和5年度川西市一般会計補正予算について
- 議案 第4号 川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案 第5号 学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 2 号

令和6年度川西市一般会計当初予算について

令和6年度川西市一般会計当初予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和6年2月8日提出

川西市教育委員会  
教育長 石田 剛

提案理由

令和6年度における教育委員会関係当初予算を要求する必要があるため本案を提出する。

令和6年度 一般会計当初予算(案) 教育委員会関係歳出

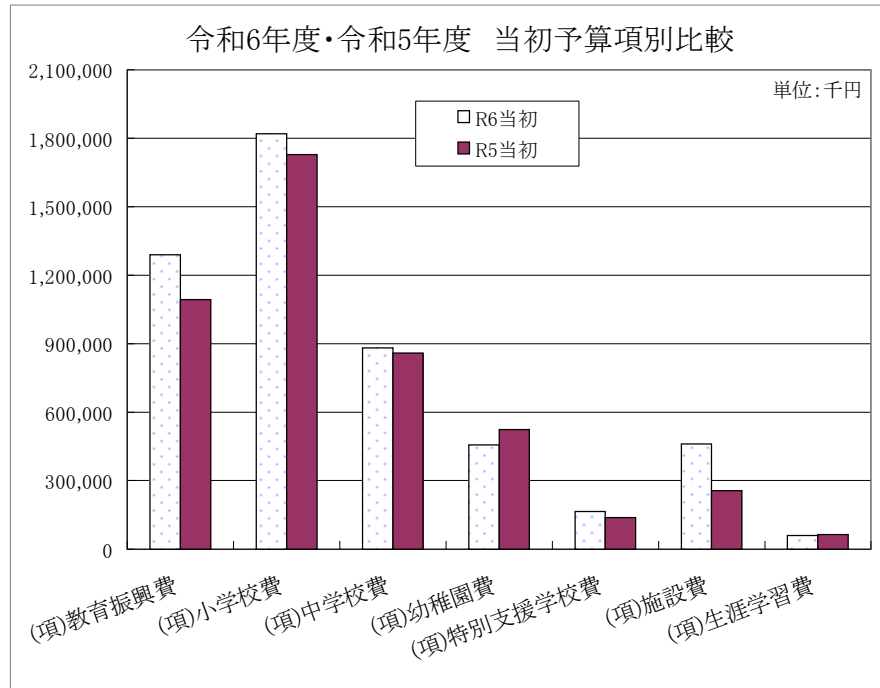
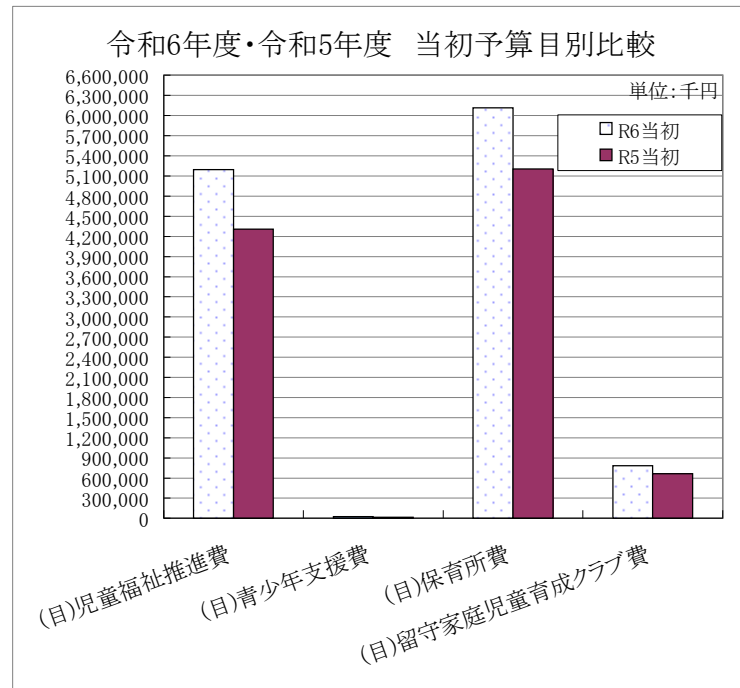
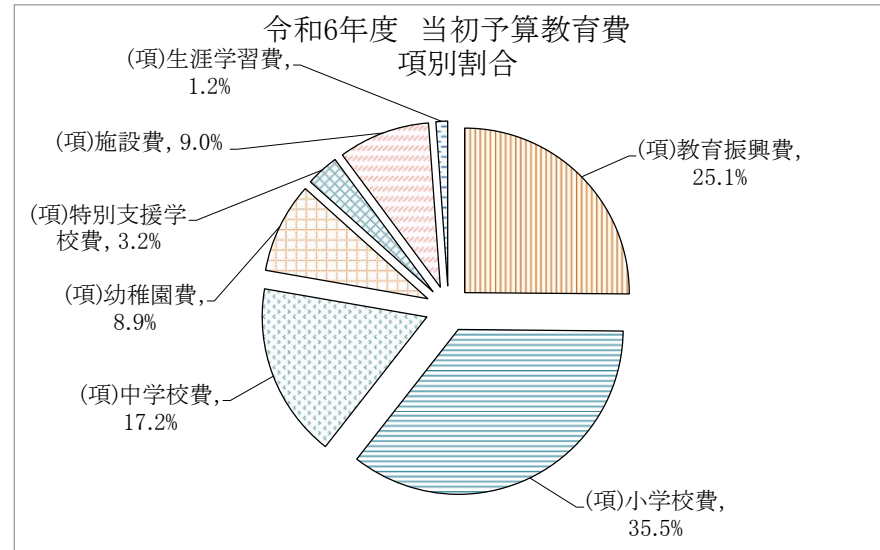
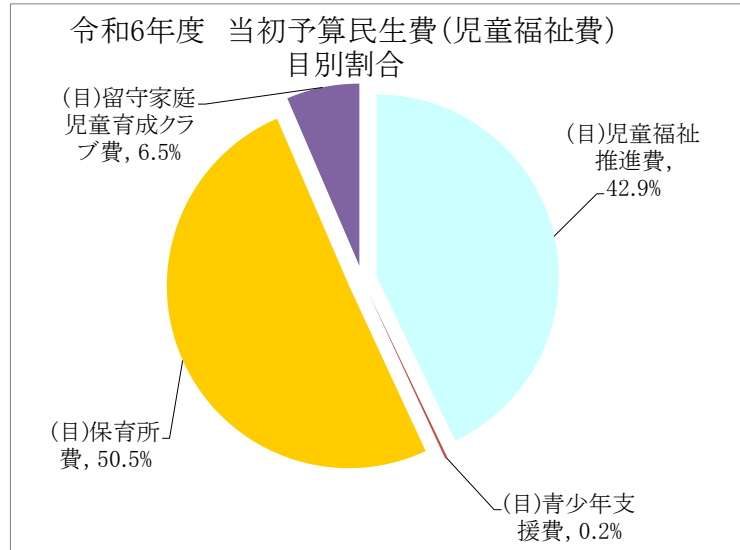
(単位:千円)

費目等	令和6年度当初		令和5年度当初		比較 (A)-(B)	増減率	備考
	予算額(A)	構成比	予算額(A)	構成比			
一般会計総額	63,349,000		56,851,000		6,498,000	11.4%	
教育委員会関係合計	17,248,877	(27.2%) 100.0%	14,859,102	(26.1%) 100.0%	2,389,775	16.1%	
03民生費							
03児童福祉費	12,114,468	70.2%	10,196,503	68.6%	1,917,965	18.8%	
01児童福祉推進費	5,193,278		4,307,942		885,336		
02青少年支援費	24,851		18,371		6,480		
03保育所費	6,112,147		5,206,580		905,567		
05留守家庭児童育成クラブ費	784,192		663,610		120,582		
10教育費	5,134,409	29.8%	4,662,599	31.4%	471,810	10.1%	
01教育振興費	1,290,297	7.5%	1,093,609	7.4%	196,688	18.0%	
01教育総務費	330,578		232,711		97,867		
02学校教育推進費	959,719		860,898		98,821		
02小学校費	1,820,271	10.6%	1,728,954	11.6%	91,317	5.3%	
01学校運営費	906,620		852,717		53,903		
02学校給食費	879,928		842,978		36,950		
03学校保健費	33,723		33,259		464		
03中学校費	882,038	5.1%	858,382	5.8%	23,656	2.8%	
01学校運営費	335,860		350,023		△ 14,163		
02学校給食費	530,696		492,908		37,788		
03学校保健費	15,482		15,451		31		
04幼稚園費	456,415	2.6%	523,744	3.5%	△ 67,329	△12.9%	
01幼稚園運営費	453,769		520,274		△ 66,505		
02幼稚園保健費	2,646		3,470		△ 824		
05特別支援学校費	164,955	1.0%	137,537	0.9%	27,418	19.9%	
01学校運営費	143,494		117,759		25,735		
02学校給食費	20,385		18,713		1,672		
03学校保健費	1,076		1,065		11		
06施設費	461,387	2.7%	255,712	1.7%	205,675	80.4%	
01施設費	461,387		255,712		205,675		
07生涯学習費	59,046	0.3%	64,661	0.4%	△ 5,615	△8.7%	
02生涯学習推進費	59,046		64,661		△ 5,615		

\* 「構成比」の( )は「一般会計総額」に占める割合であり、その他は「教育委員会関係合計」に占める割合である。

\* 端数処理により各構成比の加算結果と合計が一致しないことがある。

\* 施設費・生涯学習費は市長部局(施設マネジメント課・生涯学習課)が所管している。



# 人が豊かに育つ川西の実現

## 中学校での自転車通学の試行実施

事業	中学校運営事業 就学支援事業	所要 経費	98万円
担当	教育総務課	予算 説明書 ページ	0

清和台中学校区（けやき坂地区）及び東谷中学校区（北陵地区）で、自転車通学を試験的に実施します。

## 市立学校のあり方検討

事業	教育推進事業	所要 経費	48万円
担当	教育政策課	予算 説明書 ページ	0

児童生徒の減少が進む中でも、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するために、今後の学級規模、学校規模の検討を進めます。

## 民間プールを活用した水泳授業の試行実施

事業	教育推進事業	所要 経費	398万円
担当	教育政策課	予算 説明書 ページ	0

子ども達の学習環境の充実に向けて、清和台地区の2つの小学校と川西養護学校をモデル校として民間のプール施設を活用し、専門的な指導によるプール授業を実施します。

## 市立小中学校体育館への空調設備の整備

事業	小中学校体育館 空調設備整備事 業	所要 経費	3,080万円
担当	施設マネジメン ト課	予算 説明書 ページ	0

教育施設の環境向上や避難所機能の強化を図るため、市立小中学校の体育館への空調設備設置の設計を実施します。

## 校内サポートルームの充実

事業	校内学びの場づ くり事業	所要 経費	1,276万円
担当	教育保育課	予算 説明書 ページ	0

多様な子どもたちの学びの場を確保するため、中学校における校内サポートルームの支援員の配置時間を拡充します。

## 中学生の放課後学習支援

事業	学校教育支援事 業	所要 経費	1,485万円
担当	教育保育課	予算 説明書 ページ	0

学習に不安のある中学生に対して、民間事業者による、放課後の教室での学習支援を実施します。

## 留守家庭児童育成クラブの 待機児童対策

事業	留守家庭児童育成クラブ事業	所要経費	3,787万円
担当	入園所相談課	予算説明書ページ	0

留守家庭児童育成クラブの待機児童を解消するため、民間留守家庭児童育成クラブの誘致などを検討し、取組みを進めます。



事業名	担当所管課名	概要	所要経費	予算 説明書 掲載頁
教育施設維持管理 事業	施設マネジメント課	<b>小学校へのエレベーター設置</b> バリアフリー環境を整備するため、久代小学校、加茂小学校にエレベーターを設置し、多田東小学校、牧の台小学校で設計を実施します。	2億6,030万円	0
幼児教育・保育施設 運営支援事業	入園所相談課	<b>新たな民間小規模保育事業所の運営開始</b> 令和5年度に公募した3カ所の小規模保育事業所が開設します。	1億3,117万円	0
市立留守家庭児童 育成クラブ人事管 理事業	教育保育職員課	<b>留守家庭児童育成クラブの副主任支援員の配置</b> 主任支援員を補佐する副主任支援員を配置し、運営体制の強化を図るとともに、勤務時間の適正化により、安定的な人材の確保、定着を図ります。	132万円	0
幼児教育・保育施設 運営支援事業	入園所相談課	<b>民間保育施設における保育士等の採用に伴う一時金支給に対する補助金</b> 民間保育施設における保育人材の確保と定着を図るため、採用後3年間に渡り、保育士等への一時金支給に対し補助金を交付します。	560万円	0

議案第 3 号

令和5年度川西市一般会計補正予算について

令和5年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和6年2月8日提出

川西市教育委員会  
教育長 石田 剛

提案理由

令和5年度における教育委員会関係予算について補正する必要があるため本案を提出する。

## 令和5年度3月補正予算明細書(教育委員会関係分)

### 《歳入》

(単位:千円)

NO	款・項(項名)	説明(細節名称)	補正要求額 (△は減)	補正等の理由	所属
1	15-1 使用料	留守家庭児童育成クラブ育成料	9,936	登録児童数の増加及び年度途中の退所者数の減少により当初よりも収入見込みが増額となったことに伴う増額	入園所相談課 (留守家庭)
2	16-2 国庫 補助金	感染流行下における学校教育活動体制整備事業補助金	△ 2,000		教育総務課
3		要保護児童就学援助費補助金(小学校)	△ 3	対象児童数が見込みより少なかったため。	
4		要保護生徒就学援助費補助金(中学校)	△ 61	対象生徒数が見込みより少なかったため。	
5		特別支援教育児童就学奨励費補助金(小学校)	△ 714	対象児童数が見込みより少なかったため。	
6		特別支援教育生徒就学奨励費補助金(中学校)	△ 806	対象生徒数が見込みより少なかったため。	
7		支援児計画策定サポートシステム事業費補助金	△ 2,210	LITARICOの補助金について、二重で計上されていたため整理するもの	
8		留守家庭児童育成クラブ運営事業費補助金	△ 14,000	補助金の交付決定に伴う不用額の減額	入園所相談課 (留守家庭)
9	留守家庭児童育成クラブ運営事業費補助金	3,516	国の補正予算による留守家庭児童育成クラブ(民間も含む。)におけるICT環境整備に係る補助金の増額		
10	17-2 県補助金	保育施設等への一時支援金事業費補助金	10,320	民間保育施設等への物価高騰に係る一時支援金への県補助金の増額	入園所相談課
11		留守家庭児童育成クラブ運営事業費補助金	△ 18,000	補助金の交付決定に伴う不用額の減額	入園所相談課 (留守家庭)
12		留守家庭児童育成クラブ運営事業費補助金	3,516	国の補正予算による留守家庭児童育成クラブ(民間も含む。)におけるICT環境整備に係る補助金の増額	
13		地域と学校の連携・協働体制構築事業費補助金	△ 3,131	地域学校協働本部立ち上げ当初の予定より地域学校支援員の活動回数が少なくなったこと、及び放課後子ども教室の活動実績が当初見込みより少なかったことによる減額	生涯学習課

《歳出》

(単位:千円)

NO	款-項 (項名)	細事業及び費目の名称	補正要求額 (△は減)	補正等の理由	所属
1	3-3 児童 福祉費	市立保育所運営事業 需用費	△ 4,000	光熱費の使用実績が見込みより少なかったため	教育総務課
2		市立認定こども園運営事業 需用費	△ 3,000	光熱費の使用実績が見込みより少なかったため	
3		市立保育所人事管理事業 給料	△ 12,428	フルタイム保育士の配置数が当初見込みより少なかったため減額	教育保育職員課
4		市立保育所人事管理事業 職員手当等	△ 6,219	フルタイム保育士地域手当等の減額	
5		市立保育所人事管理事業 旅費	△ 9,306	会計年度任用職員通勤費の減額	
6		市立認定こども園人事管理事業 給料	△ 62,943	フルタイム保育教諭の配置数が当初見込みより少なかったため減額	
7		市立認定こども園人事管理事業 職員手当等	△ 23,949	フルタイム保育教諭期末手当等の減額	
8		市立認定こども園人事管理事業 旅費	△ 10,626	会計年度任用職員通勤費の減額	
9		市立留守家庭児童育成クラブ 人事管理事業 報酬	△ 32,864	支援員の配置数が当初見込みより少なかったため減額	
10		市立留守家庭児童育成クラブ 人事管理事業 職員手当等	△ 21,358	支援員の期末手当の減額	
11		市立留守家庭児童育成クラブ 人事管理事業 旅費	△ 13,456	支援員の通勤費の減額	
12		認可外保育施設等支援事業 交付金	1,890	認可外保育施設への物価高騰に係る一時支援金の交付に伴う増額	入園所相談課
13	幼児教育・保育施設運営支援事業 業務委託料	△ 6,039	システム標準化・共通化作業に伴う業務委託料の減額		
14	幼児教育・保育施設運営支援事業 教育保育施設運営委託料	57,063	保育所委託費の公定価格の改定等による増額		
15	幼児教育・保育施設運営支援事業 補助金	△ 30,000	補助金執行が当初見込みより少なかったため減額		
16	幼児教育・保育施設運営支援事業 交付金	7,635	民間保育所、こども園、小規模保育事業所への物価高騰に係る一時支援金の交付に伴う増額		
17	幼児教育・保育施設運営支援事業 給付金	101,878	施設型給付費の公定価格の改定等及び施設等利用給付費の利用児童変動等による増額		
18	※ 留守家庭児童育成クラブ事業 通信運搬費	1,900	国の補正予算による市立留守家庭児童育成クラブにおけるICT環境整備に係るVPN導入に伴う通信運搬費の増額	入園所相談課(留守家庭児童育成クラブ担当)	
19	※ 留守家庭児童育成クラブ事業 備品購入費	5,150	国の補正予算による市立留守家庭児童育成クラブにおけるICT環境整備に係るパソコン等機器の購入や外国人の利用者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器導入に伴う備品購入費の増額		
20	留守家庭児童育成クラブ事業 補助金	△ 7,511	補助金執行が当初見込みより少なかったことに伴う不用額の減額		
21	※ 留守家庭児童育成クラブ事業 補助金	3,500	国の補正予算による民間留守家庭児童育成クラブにおけるICT環境整備への支援に係る補助金の増額		
22	留守家庭児童育成クラブ事業 交付金	795	民間留守家庭児童育成クラブへの物価高騰に係る一時支援金の交付に伴う増額		
23	10-1 教育振 興費	要保護・準要保護就学支援事業 扶助費	△ 17,113	対象児童・生徒数が見込みより少なかったため	教育総務課
24		外国語教育推進事業 負担金	△ 1,287	ALTの帰国にかかる費用が見込みより少なかったため、渡航費の負担金を減額するもの	教育保育課
25		地域・学校連携協働推進事業 報償費	△ 1,485	協働活動支援員・地域学校協働活動推進員・学校運営協議会の活動人数や時間について、見込みより少なかったため、委員報償費を減額するもの	
26		教育ICT推進事業 使用料及び賃借料・リース料	△ 20,000	KENS端末の使用料及び賃借料・リース料について、予算策定時は定額で支払う予定であったが、導入状況や使用状況に応じた支払いをすることになったため、不要額が発生し、減額するもの	
27		青少年育成事業 委託料	△ 1,341	新型コロナウイルス感染症が「2類相当」から「5類」へ移行されたことに伴い、活動を再開する放課後子ども教室も徐々に増加したが、準備が整わなかった教室が一部あったことなどによる減額	生涯学習課

NO	款-項 (項名)	細事業及び費目の名称	補正要求額 (△は減)	補正等の理由	所属
28	10-2 小学校 費	小学校運営事業 需用費	△ 7,000	光熱費の使用実績が見込みより少なかったため	教育総務課
29		小学校教職員人事管理事業 報酬	△ 20,000	会計年度任用職員の配置数が当初見込みより少なかったため減額	教育保育職員課
30		小学校教職員人事管理事業 職員手当等	△ 10,000	会計年度任用職員の期末手当の減額	
31		小学校教職員人事管理事業 旅費	△ 5,000	会計年度任用職員の通勤費の減額	
32	10-3 中学校 費	中学校教職員人事管理事業 報酬	△ 6,000	会計年度任用職員の配置数が当初見込みより少なかったため減額	教育保育職員課
33		中学校教職員人事管理事業 職員手当等	△ 3,000	会計年度任用職員の期末手当の減額	
34		中学校教職員人事管理事業 旅費	△ 1,000	会計年度任用職員の通勤費の減額	
35	10-4 幼稚園 費	幼稚園支援事業 給付金	△ 47,960	私立幼稚園の減少に伴う施設等利用給付費への影響等による減額	入園所相談課
36	10-6 施設費	02.小学校施設維持管理事業 14.工事請負費	△ 2,332	北陵小学校屋内運動場防水改修工事および明峰小学校エレベーター設置工事における入札差金による減額補正	施設マネジメント課

《繰越明許費補正》

(単位:千円)

NO	項の名称	事業名	金額	補正等の理由	担当課
1	児童福祉費	留守家庭児童育成クラブ事業 (留守家庭児童育成クラブにおけるICT環境整備)	10,550	国の補正予算を活用し、留守家庭児童育成クラブにおけるICT環境整備を実施することに伴い、令和5年度に前倒して予算計上するため	入園所相談課 (留守家庭児童育成クラブ担当)

議案第 4 号

川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和6年2月8日提出

川西市教育委員会  
教育長 石田 剛

提案理由

川西市立学校のあり方審議会を設置するため本案を提出する。

川西市条例第 号

川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例

川西市付属機関に関する条例（昭和52年川西市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

川西市立学校のあり方審議会	川西市立学校のあり方についての調査審議に関する事項
---------------	---------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第4号資料：川西市付属機関に関する条例新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
付属機関 の属する 執行機関	付属機関の名 称	担任する事項	付属機関 の属する 執行機関	付属機関の名 称	担任する事項
教育委員 会	川西市教育支 援委員会	特別な支援を必要とする幼児 児童生徒の適正な就学指導等 の調査審議に関する事項	教育委員 会	川西市教育支 援委員会	特別な支援を必要とする幼児 児童生徒の適正な就学指導等 の調査審議に関する事項
	川西市立学校 校区審議会	川西市立幼稚園、小学校及び 中学校の園区又は校区の設定 等並びに就学指定に係る制度 の検証等についての調査審議 に関する事項		川西市立学校 校区審議会	川西市立幼稚園、小学校及び 中学校の園区又は校区の設定 等並びに就学指定に係る制度 の検証等についての調査審議 に関する事項
				川西市立学校 のあり方審議 会	川西市立学校のあり方につい ての調査審議に関する事項

議案第 5 号

川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について

川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和6年2月8日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

提案理由

学校運営協議会の取扱いを変更するにあたり、規則の一部を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市教育委員会規則第 号

川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

川西市学校運営協議会設置規則（平成31年川西市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 教育委員会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、川西市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園及びこども園（以下「対象学校」という。）に協議会を置くものとする。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号資料：川西市学校運営協議会設置規則

(平成 3 1 年川西市教育委員会規則第 2 号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(設置)</p> <p>第3条 教育委員会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、次の学校(以下「対象学校」という。)に協議会を置くものとする。</p> <p>(1) 川西市立牧の台みどりこども園                      (2) 川西市立久代幼稚園                      (3) 川西市立多田幼稚園                      (4) 川西市立東谷幼稚園                      (5) 川西市立川西小学校                      (6) 川西市立川西北小学校                      (7) 川西市立多田小学校                      (8) 川西市立多田東小学校                      (9) 川西市立緑台小学校                      (10) 川西市立陽明小学校                      (11) 川西市立清和台小学校                      (12) 川西市立清和台南小学校                      (13) 川西市立けやき坂小学校                      (14) 川西市立東谷小学校                      (15) 川西市立牧の台小学校                      (16) 川西市立北陵小学校                      (17) 川西市立川西南中学校                      (18) 川西市立多田中学校                      (19) 川西市立緑台中学校                      (20) 川西市立清和台中学校                      (21) 川西市立東谷中学校                      (22) 川西市立川西養護学校</p>	<p>(設置)</p> <p>第3条 教育委員会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、<b>川西市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園</b>(以下「対象学校」という。)に協議会を置くものとする。</p>

川西市学校運営協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という)の設置に関し、必要な事項を定める。

(協議会)

第2条 協議会は、川西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び学校(法第18条第3項に規定する学校をいう。以下同じ。)の長(以下「校長」という。)の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校の運営への参画の促進、連携強化等を図ることにより、信頼関係を深め、学校、保護者、地域住民等が一体となって学校運営の改善や園児・児童・生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、~~次の学校~~川西市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園(以下「対象学校」という。)に協議会を置くものとする。

~~(1) 川西市立牧の台みどりこども園~~

~~(2) 川西市立久代幼稚園~~

~~(3) 川西市立多田幼稚園~~

~~(4) 川西市立東谷幼稚園~~

~~(5) 川西市立川西小学校~~

~~(6) 川西市立川西北小学校~~

~~(7) 川西市立多田小学校~~

~~(8) 川西市立多田東小学校~~

~~(9) 川西市立緑台小学校~~

~~(10) 川西市立陽明小学校~~

~~(11) 川西市立清和台小学校~~

~~(12) 川西市立清和台南小学校~~

~~(13) 川西市立けやき坂小学校~~

- ~~(14) 川西市立東谷小学校~~
- ~~(15) 川西市立牧の台小学校~~
- ~~(16) 川西市立北陵小学校~~
- ~~(17) 川西市立川西南中学校~~
- ~~(18) 川西市立多田中学校~~
- ~~(19) 川西市立緑台中学校~~
- ~~(20) 川西市立清和台中学校~~
- ~~(21) 川西市立東谷中学校~~
- ~~(22) 川西市立川西養護学校~~

( 学校運営に関する基本的な方針の承認 )

第 4 条 対象学校の校園長は、法第 4 7 条の 5 第 4 項の規定により、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校の校園長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

( 職員の採用その他の任用に関する意見の申出 )

第 5 条 協議会は、対象学校の学校運営について、教育委員会又は校園長に対して、意見を述べることができる。

2 法第 4 7 条の 5 第 7 項に規定する教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育目標等に適った教職員の配置に関する事項とする。ただし、個人を特定することはできない。

( 学校運営等に関する評価 )

第 6 条 協議会は、毎年度 1 回以上、当該対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

( 住民参画の促進等 )

第 7 条 協議会は、当該対象学校の運営、教育活動について、地域住民等の理解、協力、積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は15名以内とする。

2 法第47条の5第2項第4号に規定する教育委員会が必要と認める者は、次のとおりとする。

- (1) 当該対象学校の教職員(校園長を除く。)
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

(守秘義務等)

第9条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、連続する任期は5年を限度とする。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項の対象学校でなくなったときは、委員はその身分を失う。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は会議を招集し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第12条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

( 会議の公開 )

第 1 3 条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

( 研修 )

第 1 4 条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

( 適正な運営の確保 )

第 1 5 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校園長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

3 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

( 委員の解任 )

第 1 6 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第 9 条の規定に反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

( 補則 )

第 1 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



この規則は、令和6年4月1日から施行する。